

## 令和5年度 中野区立第二中学校 部活動にかかる活動方針

部活動は、体力の向上や健康の保持促進、専門的な技術向上だけでなく、異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。本校でも学校教育の一環としてだけでなく、スポーツの振興や芸術・文化の発展に大きく関わって欲しいと考えている。このことは、個々の生徒にとって教育的な意義や効果が大きいことに加え、学校全体にとっても活力及び帰属意識の高揚に繋がることを期待し、推奨に努めてきた。

一方で、今日の社会情勢の変化は速く、部活動を取巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制や活動内容を見直し、持続可能な効果的・効率的な活動内容への転換を求められている。これらのことから、心身共に豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤となる部活動が持続可能なものとなるよう、「中野区教育委員会 部活動のあり方に関する方針～中野区部活動ガイドライン～」を踏まえ、下記のとおり、本校の活動方針を定める。

### 記

#### 1 本校における部活動の方針

- (1) 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒が、部活動を通して、スポーツ、文化等を楽しみ、望ましい人間関係を構築し、バランスのとれた心身の成長を図るとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができる素地を築くこと。
- (2) もとより部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであるが、部活動の実施にあたっては、学校教育の一環として教育課程との整合が図られるよう留意し、生徒の過度な負担とならないよう、合理的でかつ効果的・効果的に取り組むこと。
- (3) 校長及び顧問は、部活動中の生徒の健康管理、事故の未然防止に留意するとともに、暴言等も含めた体罰やハラスメントの根絶を徹底すること。また熱中症防止の観点から高温注意報が発せられた時間帯における屋内外の活動を原則として実施しない等、適切な対応を行うこと。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を徹底するとともに、地域や家庭の理解と協力の下、生徒の健全育成に資すること。
- (5) フィギアスケートやスキー等、学校の部活動として、活動することが困難であるが、外部の団体に所属し、それらのスポーツを愛好する生徒が、中体連の大会に参加を希望する際には、学校としてできる限り登録を行うことにより、その生徒が大会に参加し、活躍する機会を得られるように努める。

#### 2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 部活動顧問の積極的な取組のもと、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- (2) 校長は年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し生徒が安全に部活動を行うとともに教員の負担が過度にならないよう必要に応じて指導・是正を行う。

- (3) 部活動顧問は複数名配置するようにし、部活動顧問間や部活動指導員及び外部指導員と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- (4) 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。
- (5) 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒自ら考え、計画していく指導方法等を実践し、生徒自らが目標・課題を設定し、その達成・解決に向けて主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動においては、熱中症事故防止の徹底を図る。
- (3) 各部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた適切なトレーニングを実施し、生徒の発達段階に応じた安全且つ効率的な活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- (4) 各部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。

### 4 適切な休養日等の設定

#### (1) 休養日

##### ア 学期中

- ◆ 週当たり、原則として2日以上以上の休養日を設ける。
- ◆ 週休日は、いずれか1日を休養日とする。
- ※ 週休日における公式大会・コンクール等についてはこの限りでない。
- ※ 週休日に休養日を確保できない場合は、直近の月曜日を休養日とする。

##### イ 長期休業期間

学期中に準じるが、教育活動休止日などを中心に、連続した休養日の確保に努める。

#### (2) 活動時間

##### ア 学期中

- ◆ 週当たり、原則として16時間を超過しない。

(各日の活動時間は、国のガイドライン及び東京都の方針を目安とする。)

## イ 長期休業期間

学期中に準じる。ただし、月間・週間の目安を設定し、弾力的な活動時間の設定ができることとする。

### (3) 休養日・活動時間等の設定の工夫

学校は、定期考査前後の一定期間等、学校全体や部活動共通の休養日を設けるなど、地域や学校の実態を踏まえて、保護者への理解を図りながら、適切な指導に向けた休養日・活動時間等の設定を工夫する。

## 5 本校に設置されている部活動

### 【運動部】 8部活

野球部、サッカー部、男子・女子バスケットボール部、バドミントン部、女子バレーボール部、卓球部、水泳部

### 【文化部】 6部活

吹奏楽部、絵画部、茶道部、チャレンジ部、パソコン部、自然科学部（R5新設）